

第8回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成26年5月22日（木）午後3時から5時まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

山本部会長代行，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，野口委員，柳瀬委員，
渡邊委員

（2）法務省

杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山下警備課長，君塚難民認定室長 他

（3）オブザーバー

UNHCR駐日事務所

4 議事概要

難民認定制度の各論点について，議論を行った。委員から出された主な意見は，以下のとおりであった。

- 諸外国の難民認定と補完的保護の手続を担当する組織がどのような構成になっているかという点については，各国の行政手続や，行政訴訟手続の全体像を見た上で難民認定手続を見ないと判断できないところがあり，不服申立ての構造とも深く関係する。
- 補完的保護が認められた者に対する処遇について，国際法の観点からは，補完的保護であるかはともあれ，ある国の領域内に滞在することが認められた場合，理論上は，その国が有効に批准している様々な人権諸条約上の権利は全て認められることになるのではないかと考える。
- 複数回申請の検討においては，「新たに生じた事情」をどう勘案するかが鍵になると思うが，大きく「本人の行動に起因する事情」と，「出身国情勢の急な変化等の本人以外に起因する事情」2通りがあり得ると思う。
- 複数回申請を制限する事由とはならない事情としては，「新たに生じた事情」と既に生じていたが前回申請時には表われていなかった「やむを得ない事情」があり，同様に扱われるべきものと考えられる。その前提の上で濫用的な複数回申請は制限していくべきで，適正・迅速な案件処理に向けて，いかに行政資源を適切に配分していくかを考えていくことが

重要。

- 複数回申請を何度も繰り返している間に日本で活動を積み重ねることによって本人の状況が変わっていく場合や、申請時に述べずに後で付け加えて主張する理由などを、新たな事情として勘案するのかどうかについて方針を定めておくべき。
- 事情が変わればその事情も考慮しなくてはならないものの、複数回申請により手続を引き延ばした者が有利になり、手続を迅速に進めるのに協力した者が不利になるという状況は問題。不公平が生じないように手続を工夫していかなければならない。
- 申請者が、全ての事情を最初からきちんと話せるというケースは少なく、色々なことを考えながら話していくもの。複数回申請をどこまで制限するのかという問題はそのような実情を踏まえて考えていく必要がある。
- 複数回申請の場合も、難民性を判断する時には、本人の主観的意図とかそういったものは別の判断の問題であって、その時点で主張している事情が、送還できるものなのか、要するに迫害を受けるおそれがあるかどうかという観点からの慎重な判断が必要。
- 難民認定申請者に対する補完的保護や、人道配慮の手続きを考えたときに、何らかの在留許可を与える手続は難民認定手続の中でしか行えないのではないか。
- 長期間不法滞在して摘発後に難民であると主張するケースや、申請後にしきりに在日公館前に通ってデモ活動に及ぶケースや、母国で事前に情報を得て日本に入国後にすぐ難民認定申請して半年間我慢していれば働けるようになると考えそれを実践する、などの各種濫用ケースを整理できたら良い。
- 濫用抑制ということは必要だと思うが、それだけに特化するのではなく、濫用抑制と同時に難民認定数が少ないという視点も踏まえて制度設計を行い、真の難民を迅速に救うべき。
- スクリーニングの制度を導入するのであれば、「申請者が難民該当性と全く関係のない主張をしている場合」、「複数回目の申請の段階で初めて新たな証拠を提出し、かつ、これまで提出できなかったことに係る合理的な理由がない場合」、及び「来日後に事情変更があった場合」という3つのケースについて、どう考えるのかを検討する必要があると思う。
- 難民申請している人は、政治的信条の強い、いわゆる政治難民だけではなく、むしろ普通の人々がさまざまな状況に直面して国を離れているケースが多い。その中で、難民条約に該当する部分があればそこを見て認定すべきであり、事前スクリーニングにも関連するが、どうやってプロファイリングするかが大切である。
- EU指令、難民法国際裁判官会議などで示されているものや、UNHCR難民認定基準ハンドブックについても国際的に用いられる重要な文書として尊重することによって、難民認定のための基準全般についてどう日本が取り組んでいくかということを明確にすべき。

以上

